

平成 30 年度事業計画

基本方針

現在も少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが益々重要と位置付けられております。

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」のロードマップには、保育等の就業機会の提供に積極的に取り組むシルバー人材センターに対し重点的に財政支援を行い、保育分野等での高齢者の就業を推進し、介護周辺業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターを通じた高齢人材を活用することが掲げられています。

そして平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」を踏まえ、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供するシルバー人材センター事業の更なる推進が求められております。しかしながら全国のシルバー人材センターの総会員数は、平成 21 年度の約 791,000 人をピークに、平成 28 年度末は約 718,000 人となっており、約 9.08%の減少となっています。この状況は当センターに於いても同様となっており、平成 21 年度末の会員数は 406 人、平成 28 年度末は 339 人と、約 8.35%の減少となっています。このことから、会員拡大がシルバー人材センター事業の最優先課題でありかつ喫緊の課題となっているところです。

このような中においても、当センターへの問い合わせや仕事の依頼は、年々増えてきている状況にあることから、センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものとなってきています。これを受け、地域の高齢者が生きがいを持って元気に社会参加し、地域社会のニーズに応えていくことを目的としているシルバー人材センターの果たす役割は益々重要となっています。

本年度につきましても、地域の高年齢者への多様な就業機会の確保・提供に向け、引き続き会員の就業や自主的活動への支援をより充実させることにより、発注者への質の高いサービスの提供を目指すほか、運営においては経費の効率化を図る等しながら、「就業機会の拡大」と「会員の拡大」を最優先課題として取り組んでいきます。

1、会員拡大

会員の拡大は、シルバー人材センター事業の基礎となることから、毎月「第 1・第 3 水曜日」開催している入会説明会への参加者増に向け、各種イベントへ参加しての啓発や、センター独自のチラシを作成し市内各地への配布及び高齢者が集う施設への備え置きなどを行い勧誘に努めます。又、田老地区、新里地区、川井地区からの受注に応えられるよう、地域会員の協力も得ながら各地区における働く意欲のある高齢者の入会促進

に努めます。

2、就業機会の拡大

就業機会の拡大については、仕事の依頼や問い合わせが徐々に増えてきているところではありますが、更に新規の受注獲得に向け、会員の得意分野職種等の把握を行い、就業機会の拡大に取り組みます。また、発注者へのセンターの周知を図る活動として、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を活用し、就業創出員及び役職員等による公共施設、事業所、一般家庭などの訪問を行い、適正な就業機会の拡大に努めます。

3、安全対策の強化

シルバー人材センター事業の基本は「安全就業の確保」であることから、県内センターの就業中の事故は勿論のこと、就業途上の交通事故なども含めた情報を、センターの会報に掲載し会員に注意を促すほか、安全・適正就業対策推進委員会による就業場所等の安全パトロールを実施いたします。更に、安全就業の確保について、作業前の再度の安全確認が重要であることを就業会員に促し、安全就業の確実な実行に取り組みます。

4、介護予防・世代間交流事業

高齢者を対象とした介護予防・軽度生活支援・体力保持等軽運動教室を実施するほか、高齢者と児童生徒が交流を行う機会を設定し、高齢者の参画する活動の援助を行い、地域社会への貢献が図れるよう計画し実施していきます。

5、ふるさと環境支援事業

遠方の所有者や高齢により管理できないことに生じる家屋や墓地の環境保全について、仕事の依頼や問い合わせが増えてきていることから、引き続き、依頼される職種に就業可能な会員の確保及び適正な就業に努めます。また、平成 29 年 10 月、宮古市と「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結したことを受け、更に、需要が増えることが想定されることから、地域の環境保全に貢献できるよう取り組みます。

6、就業技能の向上

会員の持つ能力をより向上させ就業機会の拡大を図るため、仕事の分野ごとの講習会を計画し実施します。また、他団体・機関が主催する講習会・研修会の情報を提供し、その参加を呼びかけ、会員の技能向上を図っていきます。

7、相談・情報提供及び調査研究

地域の高齢者や会員により多くの就業機会を提供するため、ハローワークと連携し、

雇用、就業に係る情報を収集しながら、就業等に関する相談に対応していきます。

また、センターのホームページの活用による情報提供を行うほか、発注者・会員等へのシルバー事業に関するアンケートを行い、センターへの意見・要望などを取り入れ事業活動に生かしていきます。

8、普及啓発活動

センター独自のチラシやリーフレットを、役職員や就業創出員により公共施設、事業所、一般家庭への配布を行う他、高齢者が集う施設への備え置きを行います。また、配布の際は可能な限り対面での説明をすることに努めます。この他、センターの計画する事業の掲載等、センターホームページの活用に取り組みます。

9、職業紹介事業

臨時的、短期的、又は軽易な業務に係る雇用の就業を希望する地域の高齢者に対し、公共職業安定所と連携しながら職業紹介事業に取り組みます。

10、会員組織の強化、諸会議の開催

センター事業を円滑に推進するには、事務局と地域班、職群別会員の連携を密にし、一層の事業拡大を図ることが必要であることから、各班毎の諸会議を活発にし、会員間の融和と組織の強化に努めます。

11、社会奉仕活動

シルバー人材センター事業は、地域社会の理解と協力が得られなければ成り立たないことから、地域や関係団体が主催する催しに積極的に参加し、地域社会に親しまれる団体を目指します。また、市内の公共施設の清掃活動や実施可能な奉仕活動に取り組んでいきます。

12、労働者派遣事業

公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会を派遣元とするシルバー派遣事業については、国においても、高年齢者にサービス業等の人手不足分野や、介護、育児等の現役世代を支える分野で就業する機会を提供する事業として取り組まれていることから、引き続き地域の事業所や雇用就業を希望する高年齢者に対し、派遣事業の実施事務所として情報提供を行い、就業機会の提供に努めます。

13、宮古市学童の家の運営

市から指定管理を受け運営している「宮古学童の家」、「山口学童の家」、「千徳学童の

家」、「鉾ヶ崎学童の家」、「磯鷄学童の家」、「田老学童の家」、「新里学童の家」については、利用児童が年々増加する中、保護者が安心して仕事ができるよう、引き続き施設の安全管理・有効利用に取り組んでいきます。また、この7箇所の学童の家の運営にあたり、施設に関する様々な意見、相談等に対応するため、児童や保護者と接する支援員の研修等を積極的に行い、児童の健全育成と保護に努めます。

14、シルバーワークプラザの設置の推進

シルバー人材センター事業の目的である地域高齢者の就業や社会参加を図るためには、会議室、談話室、研修室を備えた活動拠点の設置が事業の運営に欠かすことのできない課題となっています。ついては、ワークプラザを備えたセンター事務所の確保に向け、引き続き関係機関に働きかけていきます。

事業目標

1、会 員 数	380 人
2、就 業 延 人 数	35,000 人日
3、就 業 率	85%
4、契 約 金 額	187,000 千円